固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続に関する意見書

政府の経済見通しでは、所得環境の改善による個人消費の増加等により、引き続き国内需要中心の経済成長が期待されるものの、区民や小規模事業者を取り巻く環境は、歴史的な円安による物価の高騰やエネルギー等原材料費の高騰、海外経済の不確実性など、依然として様々な危機にさらされています。

こうした中、東京都が独自施策として実施している、小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置、小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の減免措置、及び商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を引き下げる減額措置をそれぞれ廃止することになれば、小規模事業者の経営や区民の生活はさらに厳しいものになり、ひいては地域社会の活性化や景気の回復に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

よって、江戸川区議会は、東京都に対し、下記の事項を令和９年度以後も継続するよう強く要望します。

記

１　小規模住宅用地に対する都市計画税を２分の１とする軽減措置を行うこと。

２　小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を２割減額する減免措置を行うこと。

３　商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を６５％に引き下げる減額措置を行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出します。

令和 8 年 10 月 30 日

江戸川区議会議長　　島　村　和　成

東京都知事　あて